

岩手県東日本大震災津波復興委員会  
第26回総合企画専門委員会

(開催日時) 平成2年2月12日(水) 10:30～  
(開催場所) エスポワールいわて 3階特別ホール

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 復興推進プランの進捗状況について
  - (2) 復興の取組と教訓を踏まえた提言集について
- 3 報 告  
「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)について
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員

齋藤徳美委員長 小野寺徳雄委員 谷藤邦基委員 平山健一委員 広田純一委員  
南正昭委員

欠席委員

菅野信弘委員 高嶋裕一副委員長 中村一郎委員

## 1 開 会

○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長 ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第26回総合企画専門委員会を開催いたします。

本日の司会につきまして、復興推進課の伊五澤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、出席状況につきまして御報告申し上げます。本日は、委員9名中6名の御出席をいただいております。岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領第4第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、本委員会に先立ちまして、復興局長の大槻から御挨拶を申し上げます。

○大槻復興局長 おはようございます。委員の皆様には、お忙しい中御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

今年度1年を振り返ってみますと、4月に「いわて県民計画(2019～2028)」がスタートいたしました。これまでは復興計画と、県の総合計画とは別立てだったのですけれども、この中で復興を引き続き県民計画の中での最重要課題として位置づけまして、そして東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針に掲げました2つの原則でございますけれども、一人一人の幸福追求権を保障すること、それから犠牲者の故郷への思いを継承をすること

を「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」から引継ぎまして、一日も早い復興を目指して取組を進めてきてございます。

また、今年は道路の開通、それからまち開き、非常にたくさんございまして、また三陸防災復興プロジェクトもございまして、非常に三陸に光が当たったところでもございました。後半になるに当たり、台風 19 号もございまして、三陸鉄道がせっかく全線開通したにもかかわらず、寸断されてしまったということもございましたけれども、これも今年度末、3 月 20 日にはまた全線復旧という運びになるところでもございますし、これに併せまして今年度はオリンピックの年でもございますけれども、復興の火、あるいはオリンピックの聖火といったものを三陸鉄道を活用して沿岸の皆様にお届けするというイベントも用意されているところでもございます。これにつきましては、今日文化スポーツ部から、「その他」のところでも御紹介をさせていただきます。

さて、これまでの復興の取組によりまして、復興の歩み、特にハード面におきましては着実に進んでいるところでもございますけれども、今後におきまして整備が終わっていない社会資本、早期に完成させる必要があると考えてございます。

また、被災者のこころのケアと、コミュニティーの形成支援、なりわいの再生、それから市町村が行うまちづくり後における自宅再建、こういったことについて、被災地の状況に応じて今後も重点的に対応していく必要があると考えてございます。

こういった部分につきましては、国のほうで「復興・創生期間終了後の復興への取組」ということで、昨年の 12 月にまとめられたものがございます。これにつきましても委員の皆様にはしっかりと御説明する機会もなかったということもございまして、今日報告のところでもこれについては御紹介をさせていただきたいと思っております。

それと、もう一つは、10 年目の節目を迎えることとなりまして、これまでの復興の取組の中で、ある意味学び、培った経験から得た知見、それから教訓、こういったものを次の世代、私どもは発災後 9 年経っているわけでもございますので、当時 50 歳ぐらいで各課の課長等をやられていた方は退職しているということ、それより若い世代が今県庁の中心になってきてございます。

そういった中で、次世代へつなげていくと、復興の取組と教訓を次世代に伝えていくということもますます重要になってきてございまして、後輩に伝えようと思っておりますが、ひいては岩手県から他の都道府県、あるいは海外も含めまして伝承・発信ということにもつながっていくのではないかとということで、復興の取組と教訓を踏まえた提言集を作成させていただいております。これにつきましては、検討会を開催して、総合企画専門委員会の皆様からの御意見をいただきながら、今般案として取りまとめをさせていただいたところでもございます。

今後におきましてもこういった発信事業というのは大事なことでございまして、来年度には海外とのつながりということでインドネシアのアチェ、それからハワイの津波博物館、こういったところの連携を踏まえた会議、意見交換の場も設けたいと考えてございます。こうして伝承、それから発信という事業にも力を入れてまいりたいと思っております。

委員の皆様からのいただいた貴重な御意見に対して、復興推進プランに掲げます三陸のより良い復興の実現に向けた取組を今年度から来年度にかけてもずっと進めてまいりたい

と考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日いただきました御意見、これにつきましては2月18日に復興委員会が開催されますので、御報告をさせていただくこととしてございます。

本日は、どうぞ活発な意見交換を皆様方がなされますように、よろしくお願ひをいたします。

## 2 議 事

### (1) 復興推進プランの進捗状況について

### (2) 復興の取組と教訓を踏まえた提言集について

○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長 それでは、会議次第により議事を進めてまいります。運営要領の規定によりまして、委員長が議長となることとさせていただきます。ここからの委員会の運営につきましては、委員長の齋藤様、よろしくお願ひいたします。

○齋藤徳美委員長 おはようございます。時間も限られておるようですので、早速議事に入らせていただきます。

(1) が復興推進プランの進捗状況ということで、事務局、説明をお願いいたします。

○佐々木復興推進課総括課長 復興推進課の佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1を御覧願ひします。「復興推進プランの施策体系・事業に基づく令和元年度の進捗状況の概要について」でございます。この復興推進プランについては、先ほど局長から御挨拶がありましたとおり、今年度からスタートいたしました「いわて県民計画(2019～2028)」の長期ビジョンの第4章、「復興推進の基本方向」に基づきまして、このアクションプランで令和4年度までの具体的な取り組む事業を示したものでございます。

資料1の進捗状況でございますが、この復興推進プランに掲載しました事業におきまして、それぞれ設定した令和元年度の事業の計画値、事業毎に計画値を設定しておりまして、それに対する今年度の進捗状況、年度末の見込み値を集計したものでございます。

資料の左側を御覧いただきたいと思ひます。全体状況でございますけれども、復興推進プランの進捗状況につきましては、同計画で設定しております事業の進捗状況を示す253指標のうち、計画値に対する進捗率が80%以上となっているA、Bの指標が全体の92.9%、235指標ということになっております。

4本の取組の柱毎の取組状況でございます。まず「安全の確保」につきましては、令和元年度は津波防災施設の整備延長、それから復興支援道路の整備などによりまして、令和元年度の計画値に対する進捗率80%の指標が84.2%、32指標となっております。

次に、「暮らしの再建」でございますが、沿岸部の災害公営住宅の整備が完了したほか、被災者の健康維持増進、こころのケアの支援、被災者のコミュニティー形成支援などに取り組まして、進捗率80%以上の指標は93.9%、78指標となっているところでございます。

次に、「なりわいの再生」でございます。なりわいの部分では、防潮堤の整備もですけれども、水産加工の販路拡大、グループ補助、それから企業支援などに取り組んだところでございまして、進捗率80%以上の指標は94.1%、95指標となっているところでござい

す。

復興推進プランから新たな柱として位置づけました、「未来のための伝承・発信」につきましては昨年9月22日に東日本大震災津波伝承館を整備したほか、三陸防災復興プロジェクトの開催などによって、復興の姿の発信などに取り組んだところでございまして、進捗率80%以上の指標が96.7%、30指標となっております。

また、復興の柱に基づく12分野の施策という細かく項目分けしたものが右にあります。これは後ほど御覧いただければと思いますけれども、復興推進プランに掲載しました事業の令和元年度の計画値に対する進捗状況は、おおむね順調に進捗していると考えているところでございます。

なお、進捗率80%未満のC、Dの指標につきましては、再掲を除くと17指標となっているところでございまして、ちょっと裏面を御覧いただきたいと思います。この80%未満の17指標について、遅れの理由を分類して整理したものを掲載しております。左端の1の部分に実質遅れの内容として分類しておりますけれども、まず①の「他事業との調整」の分類では、市町村事業の工事の遅れによりまして、防災拠点施設での再生可能エネルギーの導入が進まなかったもの。

また、②の「異常気象」につきましては、台風19号の関係で様々な工事関係に遅れが出ておりまして、被災した箇所の手直し工事等に時間を要して、工期の変更が生じたものなどとなっております。

それから、「入札不調」ということでの工期の遅れが生じたもの。

それから、④のところは「その他」ということで、それらに分類されない部分ということですが、事業者の都合による医療施設移転、新築事業の遅れ、それから漁獲量の減少などによる補助事業活用の減少、初年度で周知期間が短かったこと等による研修定員の計画を下回ったものなどとなっているところでございます。

また、実質遅れに分類されない2のその他の部分でございしますが、これは木造住宅耐震化、太陽光発電の電気設備の導入などについて、事業実施者の自己負担を伴う事業でございまして、実施者の意向が変わるなどにより見込みを下回ったもの、それから応急仮設住宅におきまして市町村が行う被災者のサポートの管理事業について、応急仮設住宅減少してきておりますので、その関係で実績値が減ったもの、それから最後の部分は秋サケの不漁によって、稚魚の生産数が減少したものなどとなっているところでございます。

この進捗状況、それからそのほかに復興の意識調査などもしておりますけれども、それらの結果、指標なども含めながら復興状況を確認し、把握しながら、今後の復興施策、事業に反映させていくと考えているところでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

**○齋藤徳美委員長** ありがとうございます。委員の方々から御質問とか御意見あればお願いしたいと思います。

平山健一委員。

**○平山健一委員** 順調に、全体的に進んでいるところですが、1つだけ、「暮らしの再建」のところで、支援職員の記述がございまして。市町村や県に対して他県から様々な支援をいただいているわけですが、これを確保することがいいことなのかということです。県民の側からすると、そういう仕事をする人が、人材そろったという面と、我々の側からは効率

化とか省力化して、そういう成果を載せた方が前向きではないか、という見方があります。できるだけこれを減らしていくような方向が見えた方が、何かバランスとれているような感じがするのですが、これはちょっと工夫いただきたいなと思います。

○齋藤徳美委員長 御返答ありますか。

○佐々木復興推進課総括課長 派遣職員いただいている部分では、特に市町村につきましては技術系職員の方が多くて、これまで復興事業をできるだけ早く完了させてこななければならないという中で、技術系職員の力を借りてきているところがございますけれども、実際復興が中盤に差しかかるにつれて、もちろん減ってはきているのですが、平山委員おっしゃるとおりで、せっかく来ていただいた方の技術とか、そういう部分をしっかりと市町村、それから各組織で受け継いでいかなければいけないというところがあるので、そのところはまだまだ課題があるということなので、市町村とも連絡しながら、応援職員の力がちゃんと引き継がれることの仕組みも考えながら、徐々に自立してやっていく方向に向けて取り組んでいくことは必要だと思っております。

○平山健一委員 復興当初は、仕事が増えて支援が必要だというのは皆さん理解できると思うのですが、仕事が段々減っていても、永遠に必要という認識に県民はりません。今回の震災の経験を踏まえて、省力化できるところはして、能力も増えてきていますし、仕事も減ってくるのだから、当然支援職員も減っていくのが見える方が、県民としては満足を感じられると思うのですけれども。

○齋藤徳美委員長 当初は、一定の数が、どうしても支援が欲しいという、それがプラスの指標だったのですが、10年近くたってくると、むしろ減ってくるという形も復興の一つの指標ということに見えるのかもしれないですね。

どうぞ。

○大槻復興局長 後で国の復興・創生期間後の対応のところでも触れることになろうかと思っておりますけれども、国でも応援職員についての財政的な負担、国の負担、これについては復興・創生期間後も確保することになっていました。

1つは、ハード事業、一部遅れているところについては早くやらなければならないということもあるのですが、もう一つはフェーズが変わってきてまして、ソフト事業についてもなかなか人が足りないのではないのかという部分もあります。なので、そういった形で復興当初の頃と、要するに技術系職員中心という頃から、若干保健福祉福祉面とか、こういったものにシフトされてきているというのが1つあります。指標としては出ていませんけれども、人数的なものは押さえていますので、他県もそれぞれの都道府県で台風19号等、そういった災害も起こって、なかなか台所事情も厳しい部分もあろうかと考えておりますので、できるだけ減らすような、そういった格好では考えています。

ただ、県はまだいいのですけれども、市町村はなかなか個別の専門職というのは少ないものですから、そういった部分についてもまだまだ力を貸してくださいという要望はたくさんあるところでございまして、先ほど佐々木からも申しあげましたけれども、技術移転でもないですけれども、来た方々が必ずその市町村のプロパーの職員とコンビを組んで、そしてノウハウを伝授しているというような形をとるように、市町村にはかなり口を酸っぱく今年はしゃべっているところでございまして、人数的なものについては、指標等はまた別にお示しはできると考えてございます。

○齋藤徳美委員長 よろしいでしょうか。

○平山健一委員 はい。

○齋藤徳美委員長 確かにハードの部分というのはだんだん減ってくる。ただ、次の課題はコミュニティーとか人の心とか、そういうところについて言うと、やはり支援をいただかないと、なかなか地元だけでなくもあるのだと思います。そういう質の違いも踏まえて、数値を見るということも必要なのかなという気がいたします。

○広田純一委員 質問が2つあるのですが、1つは「暮らしの再建」の中の令和元年度の主な取組の白丸の4つ目で、地域コミュニティー分野では、コーディネーターを配置しとあるのですが、これ具体的にどのようなのかなと思ひまして。どういう方をどういう場面に配置されたのかなという質問が1つと、あと局長の御挨拶の中にもありましたけれども、10年目の節目の県としての事業、様々なもの、提言集もそうだと思うのですけれども、それを今分かっている範囲でどういうことを考えているか。先ほど海外とのものもありましたけれども、あれも多分そういう一環かなと思ひますが、その2点質問です。

○齋藤徳美委員長 お答えをお願いします。

○佐藤復興局生活再建課総括課長 生活再建課の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

コミュニティーの形成支援事業でございますけれども、一般社団法人RCFに委託をしています。そちらで5名のコーディネーターを、釜石に本部を置きまして、そちらに配置していただきまして、基本的には沿岸各所の市町村の職員の方々に対して、彼らの持つノウハウ等を提供しながら一緒に自治会等を回って、自治会を作る支援とか、これからコミュニティーの形成のためのいろんなイベントとかも含めて、そういったものについての立案とか、実際にやるときの支援とか、そういうことをやっていたいたしました。

○広田純一委員 分かりました。

○齋藤徳美委員長 もう一点。

○佐々木復興推進課総括課長 10年目の節目ということでございますが、各個別の事業毎に、個別に節目と意識しているものではないですけれども、10年目の節目という形で整理した事業といたしましては、どちらかという情報発信系という形になりますけれども、特に国でも10周年の事業ということで、新規の事業で来年度シンポジウム等をやる事業というのを用意しておりまして、それに対応する形で県でも、復興の感謝発信事業というネーミングですけれども、そういう形で首都圏、県内で今もシンポジウムなどをやっていますけれども、そのほかに支援などによって復興した県の団体の活動や、それから感謝のお手紙なども首都圏で発信するといった事業も考えているところです。

あわせて、沿岸地域の物産展等、販路拡大につながる形で、併せてやる取組を考えておりますし、伝承館の絡みになりますけれども、三陸津波会議ということで、アジア、それからハワイのそれぞれの祈念館なども連携して会議も開催するというところで、復興の発信ということ、10年ということで、これで復興は終わったというメッセージにならないよう、中長期的にソフトの部分での課題が残っていきますので、引き続き復興の姿を発信して、参画をお願いするという節目としての発信事業というのを幾つか考えております。

○広田純一委員 ありがとうございます。

○大槻復興局長 今佐々木から申し上げましたけれども、10年というのはもう10年、ま

だ10年と、人によって異なりますので、ただ国では10年の事業というのは一応ソフト事業を考えておりますので、それに併せて県では感謝発信事業というのを考えています。そのほかに、次世代へということも含めてこの提言集がありますし、これが海外への発信ということで、できれば来年度これの英訳版を考えています。それぞれハワイとかアジア、地元での使い勝手がいいように地元の法律等も踏まえ、微調整をすることができればということで、そういった部分で連携を取りたいと思っています。

もう一つ、まだ10年という部分で言いますと、これはコミュニティーと関係してくるのですけれども、なかなかコミュニティーがうまくできていないということもございまして、それは災害復興住宅だけではなくて、仮設住宅、災害公営住宅、それから移転をして自力再建した人を含めですけれども、来年度から考えている部分としては、コミュニティー育成について、単に委託をしてお願いするというだけではなくて、様々なところから集まってコミュニティーを形成しているわけですので、それぞれの地域、地域に郷土芸能がございまして、そういったものを、例えば災害公営住宅の集会所でやって、その地域出身の人がそれについてお話をし、溶け込んでいく一つの一助になればという格好で、いわゆる郷土芸能団体も津波で様々なものが流されて、それも支援によって復活をしているのですけれども、なかなか発表の場も少なくなっているということもございまして、そういったものを組み合わせた事業を来年度考えているところでございます。

**○広田純一委員** ちょっと今の後者のコミュニティーの話なのですが、基礎的な現状把握みたいなものもあっていいなと思っております、できる限りではやっているのですけれども、例えば自治組織の現状はどうなっているのかとか、そういうコミュニティーに関する基礎情報収集みたいなのは必要だなと思っております、では市町村はできるかという、なかなか手間もかかることなので、何かそういう部分に県の支援があってもいいかなと感じております。

**○齋藤徳美委員長** 10年目の節目とあって、国がイベントを考えるようなので、県でもイベントを随分打ち出してきたのですけれども、基本的に復興というのは、これは谷藤委員がよくおっしゃる人口減はこれからはもう放っておいたら続く、地方の創生と表裏一体だということを私は随分しつこく言っておるわけでありまして、どうやったら右肩下がりのそういうものが歯止めが利くのか、あるいは地域のビジョンといったものをどう描くかという、そういうこともこれは考えていかなければならない基本ではないのかという気がします。

これは、当然新しい県の総合計画の中で追求していくことなのかもしれませんが、今度北岩手の9市町村が横浜と連携をすると。つまり都会は地方がなければ生きていけないという、そういう認識が首都圏に生まれて、それではウィン・ウインの関係を作ろうではないかという、これはもしかすれば復興の先にある目指す姿みたいなものにつながるのかなという気もしたりしております。何か具体的に地方の創生という、そういうものに対する視点といったものも見失わないようにしておかないといけないのかなと。

ほかに意見ありますか。南委員。

**○南正昭委員** 資料の裏面、⑤の「その他」というところ、他の有利な制度の活用等、実質的遅れに分類されないものとしたのは、他の事業の予算等、あるいは制度を利用できるもので、そちらに乗り換える等によって、進捗には特に支障がないということなのか、確

認させていただきたいのですが。

また、遅れているところなのですが、遅れている原因は書いてあるのですけれども、見通しとして事業として進んでいくことは大丈夫なのか、その上の①、②、③、④と、②の異常気象はしようがないかと思うのですが、他事業との調整とか、入札不調なるものはどうなるのかと、見通しのところを分かる範囲で教えていただければと思います。

**○佐々木復興推進課総括課長** まず、全体的な見方というか、整理のところをお話しさせていただきますと、1の「実質的遅れ」というものについては、計画に対して遅れているという認識での整理になっておりますけれども、2の「その他」のところにつきましては、計画値に対する数値としては遅れているのですけれども、それぞれの事情によるものというか、行政活動のみではない部分の影響が大きいという部分を「その他」に書いているところでございます。

下の支え合いサポートは、ある程度補助枠としては取っているのですけれども、仮設住宅の廃止が進んでいくと、その事業がなくなってきたという部分での数値に対する伸びなかった部分の事務という形で、実質的遅れとは別の整理をしているというものになっているところでございます。

「その他」のところにつきましては、異常気象についてはそのとおりですけれども、入札、その他の部分についてはそれぞれの事情を今年の部分も考慮しながら対策を練っているというような形になっているかと思えます。

**○谷藤邦基委員** 単純に質問なのですが、資料1の表の「なりわいの再生」の、三陸DMOセンターと連携してというのは、具体的にどういう組織として立ち上がったのか、説明いただけないでしょうか。

**○小畑商工労働観光部副部長兼商工企画室長** 商工労働観光部でございます。三陸DMOセンターですけれども、三陸の観光振興といったことを目的に、県が三陸基金の中に組織を設置してございまして、商工労働観光部で所管をしておりますけれども、基本的には商工労働観光部の中にそういったDMO機能を置きながら、三陸地域の観光コンテンツの磨き上げですとか、あるいは観光コースの観光事業者の入り込みですとか、地域の観光人材の育成といったところを今担っているといったところでございます。

**○谷藤邦基委員** その人員は、県の職員の方が兼任されていらっしゃる形。

**○小畑商工労働観光部副部長兼商工企画室長** 県の職員の兼任と、あとは観光コーディネーターという格好で専門職員等々を置いて、あと各広域局にもそういった専門職員を置いて取り組んでいるところでございます。

**○谷藤邦基委員** 具体的に何人ぐらいいらっしゃるのですか。

**○小畑商工労働観光部副部長兼商工企画室長** 県は、DMOセンター長、これは三陸基金の理事になっておりますけれども、1名と、DMOの事業部長、あるいは次長が県職員1名ずつでございます。それから、観光課の職員が2名しているというようなことでございます。あとは観光プロデューサーということで1名、コーディネーターということで沿岸局に3名、それから県北局に1名置いているといった状況でございます。

**○谷藤邦基委員** コーディネーターの方は外部から採用されたのですか。

**○小畑商工労働観光部副部長兼商工企画室長** はい、そうです。

**○谷藤邦基委員** 今お伺いしたのは、総計審でも言いましたけれども、観光というのは非

常に幅が広いというか、観光業という産業分類がないことにも端的に表れていますが、観光に関わる産業は非常に多くて、そういう意味では非常に重要な産業であると同時に、難しい産業なのです。

以前総計審で、香港が荒れているときに、こういうときに香港に行く人はいないですよなんていう話しながら、ではそういうときどうするのという話もしていたのですが、今では武漢肺炎というか、新型コロナウイルスですよ、ああいったことの影響、要するに自分の努力ではどうにもならないことの影響を結構受けやすいと。

昨年でいうと、ラグビーのワールドカップが1試合流れたなんていうことも、これは不可抗力と言えれば不可抗力なのですが、でも影響は現実には地元に出てくる。そういったところをどう、マネジメントという言い方は少し言い過ぎかもしれませんが、こなしていくのかというのはかなり難しいことなのです。

ですから、皆さんよく観光は重要だとおっしゃるし、私もそう思うのですが、一方で難しい産業だということは余り言わないのです。観光に取り組んでいない地域は、例えば日本国内に限らず、世界中どこを見渡してもないのです。自動車造っていない、半導体造っていないというところは山ほどあるけれども、観光に取り組んでいないというのはどこにもない。

これも総計審でも申し上げましたけれども、地方創生という話はよく首都圏対地方のような構図で語られるのですが、実際には地方対地方という構図が陰に隠れているのです。地方同士競争させようという話だから、あれは。まさに観光が地方同士競争している最たるものです。特に岩手県の立場でいうと、例えば北海道との差別化をどう図るか、これは長年の課題としてあるのです。

そういったことを考えたときに、観光で三陸沿岸を振興しようと、非常に重要な視点だと思っていますし、ただ一方で非常に難しいところもあると。そこをどうこなしていくのか、それを組織的にどこまで対応できるのかといったことが非常に重要になっていくと思いますので、県でもそこは十分心得ていらっしゃるようで、今度観光課が観光プロモーション室に格上げになるというような話も聞いていますので、そこは抜かりなくやっていただきたいと思うし、あともう一つ言うと、観光に限らず、今沿岸で言えば、例えば漁業の漁獲不振という問題がある。これも一過性の問題であるのかどうなのか。気候変動とか、あるいは生態系の何かの変化があって、もっと構造的に対応しなければいけない問題になっているのかもしれない。その他にも三陸のなりわいの再生という部分で、非常に難しい問題が山ほど出てきているなという感じがあって、そこについては抜かりなく今後のことを考えていただくような努力なり、あるいは仕組みなりをやっていただきたいなと思っています。以上です。

**○齋藤徳美委員長** ありがとうございます。

では、(2)の提言集について御説明いただきたいと思います。形として見ると、かなり煮詰まったものになっていったなという印象があると思います。これ3月末発行ということで、幾つかお気づきの点があれば、微修正は可能なわけですね。といった観点で御説明をしていただいて、それについて御意見をいただくという形にしたいと思います。お願いします。

**○佐々木復興推進課総括課長** 総合企画専門委員の皆様は、検討会でも事前に協議してき

たところでございますが、御意見も踏まえながら全体取りまとめましたので、改めて御説明させていただきたいと思えます。まず、資料全体を取りまとめました概要の資料2と、それから現時点での初校段階になりますけれども、この冊子、資料3となっているところでございます。

まず、資料2の1ページを御覧いただきたいと思えます。作成目的のところにつきましては、局長の挨拶でもございましたとおり、この震災を体験していない職員に伝えて、まずは県の組織内でしっかり継承していくということで、将来の災害に備えるということが1つですし、それから取りまとめた内容を発信するというので、国内全体の防災力の向上にも貢献していきたいということ、さらには震災津波の記憶の風化も防いでいこうということを目的に作成するものであります。

内容につきましては、冊子にして関係先に配付するほかに、データ版として県のホームページにも掲載して広く情報発信していきたいと考えております。

6の全体構成でございます。はじめにということで、知事のインタビューを取りまとめたものをメッセージとして掲載する予定としておりますし、第1章では、被害、それから取組の状況の概要、そして第2章に県の具体的な取組と、それから第3章には沿岸市町村、それから関係団体の取組の概要、第4章では資料編として関連資料、それから復興の歩みの状況を掲載するという構成としたところでございます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。検討会でもちょっと御説明しましたけれども、前回の委員会のときまでは、時系列の項目につきましては発災前の取組、発災直後の取組、それから避難所閉鎖まで、それから復興計画期間という4段階に細かく分けておりましたけれども、各取組につきましてはそれぞれ時間とともに変化する課題に対応しながら継続的に取り組んできているということで、前回の委員会でも御指摘あったとおり、記載内容につきましては単なる取組実績ということではなくて、当時の現場の状況、課題を踏まえてどのように対応し、それからどのような教訓が得られたかといった流れが分かるようにしておいて記載すると考えた場合に、同様の項目を細やかに時系列で区切り過ぎては、状況を伝えるにいくということが各部からも意見としてございまして、時系列区分を大きくまとめまして、発災直後の第1節、初動対応、応急対策、第2節、復旧・復興の取組と、大きくは時系列が2つに区分した上で、取組の項目、それから記載内容を整理して作成させていただいたところでございます。

また、3ページを御覧いただきたいと思えます。時系列以外の項目ということで、復興委員会の御意見も踏まえて、広範囲、長期間にわたる放射線影響対策の取組ということにつきましては、時系列とは別に大項目として取組をまとめたという形にしております。

それから、そのほかに既存の枠組みで対応し切れなかったものへの独自の取組、復興を支える取組という区分もしているところでございます。

4ページを御覧いただきたいと思えます。4ページですが、県の取組のまとめをしております第2章につきましては、後半部分で次の方々からも県の取組を踏まえながらそれぞれの御専門、それから取組の経験、知見から教訓、提言など、メッセージをいただいて掲載するということとしております。

5ページは、第3章に掲載する沿岸市町村の主な取組事例の内容となっております。

それから、6ページでございますが、これはそれぞれ第3章で取組を掲載いただく 52

の関係団体のお名前でございます。

7ページ、それから8ページにつきましては、前回までの復興委員会の提言集の作成に向けていただいた御意見と対応状況をまとめたものでございます。まず、1番の全体の構成というところで、整理番号の1番の復興委員会の委員から、提言集を誰にどのように使ってもらうのかを明確にし、作成する必要があるというような御意見をいただいております。前回までは、国内外の防災力の向上に貢献する目的のみだったのですけれども、今回その部分はしっかりと組織での確実な取組の継承という形で位置付けを作成したところでございます。

それから、第2章の県の取組の部分につきまして、3番の復興委員会の岩淵委員長からの初動対応に対する連絡対応の記載の必要性の御意見につきましては、資料3の32ページに、例えば災害対策本部の動き、それから36ページにDMATの救助対応、それから44ページからの消防、自衛隊、警察等の派遣要請等の対応等に記載させていただいたところでございます。特に初動体制につきましては、通常各項目、1項目当たり見開き2ページの分量を目安としているところでございますけれども、災害対策本部の設置やDMATの活動など、4ページの分量にするなど、内容によってメリハリをつけさせていただいたところでございます。

資料2の4番の女性参画推進専門委員会の手塚委員から御意見ありました避難所運営に係る女性や障がい者の対応、課題につきましては、資料3でいきますと78ページの避難所運営の支援を項目として追加したところでございまして、課題や内容を記載させていただいたところでございます。

それから、復興委員会の中崎委員から御意見のあった放射線の風評被害等の記載につきましては、先ほども説明したとおり、資料3でいきますと168ページになりますけれども、168ページから放射線影響対策ということで大項目を追加して、風評被害をはじめとした様々な取組を記載させていただいたところでございます。

それから、6番目の項目で、女性参画専門委員会の菅原委員長から、女性参画推進の取組の掲載ということでございました。これにつきましては、資料3でいきますと220ページに多様な主体の参画・つながりという項目を追加しまして、この中に例えば女性参画推進専門委員会の設置をはじめとした様々な女性参画の取組も記載させていただいているところでございます。

それから、総合企画専門委員会、齋藤委員長から、計画策定に携わった委員会の委員の意見、それから総括といったようなものも記載したいという御意見につきましては、資料3の236ページからになりますけれども、有識者からのメッセージという大項目を追加いたしまして、各分野の皆様からの教訓、提言のメッセージをいただいて掲載しているところでございます。

先ほどの名簿の一覧にございました中で、まだ原稿入っていない方々もいらっしゃいますので、今の時点での初校段階の原稿でございます。

それから、資料2の8ページからの第3章に関連する御意見として、各委員から沿岸市町村の取組、それからそれぞれの進捗状況についても盛り込むべきという意見につきましては、資料3の282ページからの沿岸市町村毎の被災状況や取組などについて掲載しているほか、第1章でも市町村毎に被災状況を整理して記載しているところでございます。

それから、最後の 11 番から 13 番までのところでの各委員から様々な団体、企業の取組や支援者の受入れなど、そうしたものも盛り込むべきといった御意見がございました。これについては、同じく 3 章のところの 306 ページから、各団体、企業、そういった支援を行った NPO の取組、それから提言を掲載しているところがございます。

最後の活用方法というところの意見で、海外に向けて英訳版も必要という御意見もいただいております。これについては先ほど局長の御挨拶にもありましたとおり、海外の津波伝承施設と連携しながらですけれども、来年度以降取り組んでいこうというものでございます。

冒頭説明したとおり、原稿初校でございます。編集中の部分も多々ございますけれども、本日は皆様の御意見を伺いながら、年度内の完成に向けて作業を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○齋藤徳美委員長** ありがとうございます。膨大な冊子になって、事細かにお読みいただくのは、ちょっと短い時間で大変だったと思いますが、今まで様々な機会を設けていただいて、意見かなり取り入れていただいて、形あるものになったと思います。先ほど申し上げたように、これを大幅に変えるという時点ではありませんが、細かいポイント等について何か意見、あるいは修正といったことがあればお願いしたいと思います。

**○小野寺徳雄委員** それでは、まず感想なのですけれども、今回全体像が見えて、やっぱりこれだけの災害になると、取り組む内容も多岐にわたるということを改めて実感をしたということ、それから関係団体、企業などというのも、今 52 ですか、書いていますけれども、もっともっと多くの方のお世話になったと思うのですけれども、それでもやっぱりこれも非常に多くの皆さんにお世話になったのだなということを感じたところがございます。

気づいたところというか、確認したいことも含めて 4 つあります。1 つは、有識者からのメッセージについてなのですけれども、2 章の県の取組の中に入っているのですけれども、それはここでいいのかなという議論がきっとあったと思うのですけれども、何か議論があってそこに結局落ち着いたのか、その辺を教えていただきたいということ。

それから、2 点目は、資料の 105 ページなのですけれども、一番右下のところ、移転元地利活用促進につながる措置というところで、国税である登録免許税の免除措置については記載があるのですけれども、県税の不動産取得税も併せて免除という措置をしているかと思っておりますので、そこを書いた方がいいように私は思います。

それから、もう一つ、298 ページです。眺めていてちょっと気になったのが、これは普代村で書いたことなのですけれども、気になったので申し上げますけれども、298 ページの右側の主な取組事例のところの一番最後の 3 行なのですけれども、普代水門・太田名部防潮堤は沿岸で唯一機能した堤防としてという記載なのですが、事実は全く唯一ではなくて、大きな効果を発揮したとか、そういうことであればいいかと思うのですけれども、例えば隣のページ、299 ページの教訓・提言のところ、普代水門・太田名部防潮堤が機能し、最小限の被害であったみたいな、機能したことはもちろんいいのです。それで、普代村とすれば、ある意味注目を浴びた普代水門ですので、こういう記載をしたい気持ちも分からなくはないのですが、例えばちょっと 103 ページを見ていただきたいのですが、上の図がありますけれども、皆さん御存じのとおり、多くのところで既設の防潮堤よりもはる

かに高い津波が来たのですけれども、一番上、一番県北の洋野、久慈北地区という地区海岸では12メートルだったと思いますけれども、防潮堤が機能して、そこを越えないでしっかりガードしたという事実もありますし、あとはそれぞれのところで結局は崩壊した防潮堤であっても津波の到達時間を遅らせたという事実がございますので、普代村の普代水門・太田名部防潮堤が唯一機能したというのは、やはり普代村の御了解を得た上で訂正した方がいいように感じております。

それから、365 ページです。364 ページからのつながりで、自衛隊の活動があって、消防の活動があって、次に被災市町村への職員派遣があって、警察の特別出向という記載なのですけれども、感覚的には自衛隊、消防、警察、その後に被災市町村の方が、次の医療チーム、海外からの支援とのつながりから言っても、その方がいいように感じております。

以上です。

**○佐々木復興推進課総括課長** まず、有識者の方々の部分の2章への整理ということをごさいましたけれども、有識者の方々に基本的にメッセージいただく際には、県の取組と一緒に、様々御意見もいただきながら県の取組進めてきたという中で、県の取組と関わって、御支援いただいた有識者の方々からメッセージをいただくという考え方がございまして、そういうことで県の2章という中のくくりとして最後のところに、県の取組はそれぞれの部局でこういう実績、それから取組、提言というのはあるのですけれども、そうした取組について、有識者の方々からの視点から見たものがあればということでの整理として、2章に入れているところでございます。

それから、移転に関わる県の減免措置という部分も併せてということもありましたので、それは検討させていただきたいと思います。

それから、298 ページの唯一という言葉なのですけれども、おっしゃるとおりだと思います。それぞれ各市町村から原稿いただいたものがそのまま今載っている状況ですので、ちょっとその辺の文言については確認して整理させていただきたいと思います。

それから、順番のところもおっしゃるとおりだと思いますので、そこもちょっと整理させていただきたいと思います。

**○齋藤徳美委員長** 有識者からのメッセージのタイトルはどうなるのですか。何かタイトルのつけ方でその位置付けがはっきりするような気がしますが。

**○佐々木復興推進課総括課長** 今いただいた御意見も踏まえながら、検討させていただきたいと思います。

**○齋藤徳美委員長** 各機関がそれぞれみんな分担して書いていますので、はっきり言うと多少手前みそになりかねないということが避けられないのですよね。本当はこういう失敗が、こういうまずい点がということが大事なので、私も見ていると、市町村の大槌町は、あの役場の前に災対本部作って犠牲出した、あるいは避難勧告、指示すら出さなかったというようなことについて、それをどう直すかという反省が一つも書いていない。何か偏りだなというのですが、今の堤防のことは、ちょっと表現がまずいと思うので、これは普代村にお話をしてということが妥当だと思います。

**○谷藤邦基委員** 私からは、特にこれということはありません。ですから、あとは細かいところを遺漏なくやっていただければと思います。

強いて言うと、例えば30 ページの上のところ、第2節の「復興の取組状」で切れてしま

っているとか、そういうところも直してほしいです。

あと一言感想を申し上げますと、冒頭に知事のインタビュー記事が入ったことで、入りやすくなったなという印象はあります。その観点で言うと、有識者メッセージが真ん中の辺りにあると、これ比較的読みやすい項目なのですが、ちょっと埋没してしまいかねないかなという印象はございます。以上です。

**○齋藤徳美委員長** 確かに位置づけは分かりますが、本当は独立して一番最後に全体についてのメッセージという方が据わりがいいような気がします。無理にとはいいません。

**○平山健一委員** 大変すっきりして見やすくなったと思います。皆さんおっしゃっているように、各部局で作られたものでございますので、もっと突っ込んでほしいなと思うところもありますけれども。

一言だけ言えば、三陸連携推進会議はもっとやってほしかったなというような印象もありますし、さっきの三陸DMOではないですが、もう少し継続的に何か考えるシンクタンクのような仕組みが必要なのではないか、そういう印象はございました。

また、復興道路という定義、国の定義と県の定義違いますので、ちょっと混乱しているところあります。それからジオパーク連携推進協議会と三陸復興国立公園ですか、それと潮風トレイルという、3個ぐらい環境省、文化庁の事業がありますけれども、その記述がちょっと薄いなという印象を受けました。以上です。

**○広田純一委員** この教訓・提言という部分の書き方について、気になったところがありますので、その点を指摘させていただいて、まだ微修正で済むと思うのでお願いしたいのですが、例を示すと分かりやすいと思うので、例えば41ページ、災害対応に必要な電源云々とあるところで、今から申し上げることは、これを担当された方を批判するつもりは全くないので、書きぶりをもうちょっとこうしたらどうかという、たまたま開いたのがここだったということです。これ結構重要なことが書かれているのですが、私から見て望ましい書き方は、この右の段の適正な維持管理の必要性というところで、第2パラグラフで、「いずれにしても、非常電源の設置はもとより、日頃からの点検整備や計画的な修繕、設備更新など適正な維持管理に」という、こういうのがちょっと教訓的な書きぶりではないかなというふうに思いますし、ソフト面での備えの必要性も情報共有を図る仕組みを構築しておくこと、ソフト面での備えも重要、こういう書き方がいいかなと思うのです。

それに対して、左側の非常用電源確保の必要性のところは、こういうふうに対応した、やったということが書かれていて、ではどうすべきであったかということの記述がちょっと物足りないなというところなので、分量の問題もあると思うのですが、ではこういう経験を踏まえて、要するに次世代の県職員で、こういうことを担当する職員に対してこうすべきだよというその一言が欲しいなと思うのです。

もっと分かりやすい例を言わせてもらおうと、これはいい例なのですが、55ページに非常に重要な身元不明遺体の特定の話で、これ担当者の方は非常に苦慮されたかと思うのですが、いい例として、これも右の段の正確な身元確認のための作業の徹底ということ、写真撮影の徹底が非常に役に立ったと書いていますよね。最初に、検視時に撮影した個人の身体特徴や所持品の写真が身元の追跡捜査に役立ったことから、写真撮影を徹底しなさいという、こういうのは教訓としてすごくいい書きぶりだと思うのです。

その一方で、もっと書き込んでほしいなというやつも少しありまして、余り長くなると

あれなので、例えば 165 ページに砂浜再生、私も関わったので、気がついたところで使用させていただきたいのですが、右側に制度面での教訓ということで、要は自然由来の観光資源で、自然海岸というのは管理の主体がないというか、はっきりしないので、なかなか事業を入れにくかったという実態があります。ここでは、そこら辺のところをすごく婉曲的に、砂浜が消失した際に再生に係る事業が実施できることは、なりわいの再生にとってすごく重要だと。これ逆に言うと、再生に関わる適当な事業がなくて苦労したという話なのですが、これもうちょっと率直に書いてほしいなと思ひまして。ですから、読む人が読むと、これ適当な事業がなくて大変だったのだなと分かるのですけれども、なかなかこの事情が分からない人はそこまで読み切れなと思うので。

ということで、言いたいのをまとめますと、教訓に当たる部分をやっぱり一言でも二言でもこれに注意してやれよと、後輩の職員に対して、それを必ず書いてほしいということと、今の砂浜再生でも言いましたけれども、率直な言いぶりを、実はほかの教訓のところでもかなり皆さん婉曲な表現をとっていらっしゃるのですけれども、これは要するに今回経験していない人に伝える教訓なので、もう少し率直な表現をそれぞれ取ってもいいのかなと感じる部分が結構ありましたので、大幅な変更は無理だというのは、これは重々承知していますから、少し変えていただけるとより良いものになるかなと。以上です。

**○齋藤徳美委員長** という御意見ですので、対応できるところがあるならばということをお願いしたいと思います。

**○南正昭委員** 表現のところで提言集として気をつけなければならないのが、事実をしっかりと書くということで、ともするとこんなにやったのだよという見え方にならないかが心配です。それから、伝承館のことでも非常に気にしたのですけれども、被災地で、実際に被災されたところの方々も見るし、市町村の方々にも寄稿もお願いして、その方も読むということなものですから。

読ませていただくと、そういうことを指摘するのがないくらい気をつけて書かれているという印象が率直なところで、この提言集の構成が取組事例を書いて、教訓・提言をまとめてありますので、そういう懸念はほぼないと思われるのですけれども。

ただ敢えて、例を挙げるとすると、78 ページで避難所運営の支援のところがあるのですが、事実に基づいてこういうことがあったとか、こういうところが難しかったも書いて、一番最後のところですけども、他県の4割弱と比較して極めて高い結果となったという、こういう表現が果たしていいのか。8割と4割程度を比較する必要があるのか。主観的というか、価値判断を入れない表現にする方がいいのか。こちらの方が高いという表現が果たしていいのかどうかということです。

もう一つ例を申し上げます。86 ページ、こころのケアチームについて、最後なのですが、診察件数は何件に「のぼった」とあります。何件であったという書き方がいいのか。価値判断を入れた方がいい場合もあるかもしれないし、できるだけ事実に基づいて表現にとどめておくというのがいい場合もあるかと思ひます。

**○齋藤徳美委員長** これは、どうしても御自分のところで言うと、このぐらいできましたと、より頑張ったということを書きたいというのは当然なのだと思います。逆に言うと、教訓集であれば、頑張ったが、これしかできなかったということの使われ方が本当はいいのかなと。

○大槻復興局長 南委員のおっしゃるとおり、まさにそうだと思います。文章で書いてしまったのはまずいかなと思っていて、実際にうちの県が8割でほかの県が4割というのは事実なのです。だから、これはグラフというか、表で書けばそれで済む話で、文章で書いてしまうと意識が入ってしまうというのもあるので、工夫させていただきます。

○齋藤徳美委員長 極めて高い結果となったというような表現は、かなり強調し過ぎなのか、全体の流れのところ、ここはというところがあれば、手をおかけいただければということにしたいと思います。

○佐々木復興推進課総括課長 お気づきであればあとは直接事務局にお話しただいて、御意見を踏まえながら、最終的に3月末に向けて取りまとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○齋藤徳美委員長 タイトルは、正式名称は「東日本大震災津波からの復興一岩手からの助言一」ということで決まりですね。

○佐々木復興推進課総括課長 その方向で考えております。

○齋藤徳美委員長 これについてはよろしいですか。提言集、提言集と言ってきましたが、これが正式名称ということでよろしいと思います。ありがとうございます。

### 3 報 告

#### 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（概要）について

○齋藤徳美委員長 それでは、報告をお願いいたします。

○佐々木復興推進課総括課長 それでは、報告ということで、資料4でございますが、復興・創生期間の最終年度であります令和2年度終了後の東日本大震災津波からの復興の取組の方針につきまして、昨年12月20日に当基本方針が確認、決定されたということでございますので、この資料4の概要によりまして説明させていただきたいと思っております。

項目とすると1ページと2ページ以降の基本方針ということで、1ページはこれまでの国の取組などの総括ということでございます。ここは、大きく前進して復興の総仕上げの段階に来ているという部分がこの岩手が含まれます地震・津波被災地域の総括ということになっております。一方では、残された課題もあるというのが各分野のところでは個別に記載されているところでございます。

そうしたものを踏まえまして、2ページ以降に今後の復興・創生期間終了の令和3年以降の取組についての方向性が記載されているところでございます。基本的には地震・津波被災地域につきましては、復興・創生期間後5年間において、残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すという記載がされております。

各分野毎に今後の取組方針記載しておりますけれども、ハード事業につきましては、復興・創生期間内の完了を目指しつつも、やむを得ない事情によって期間内に未完了となる一部の事業については、その期間内に計上された予算の範囲内での支援を継続すると、それから災害復旧事業に関しては、期間終了後においても完了するまでの期間支援を継続するとされているところでございます。

それから、こころのケア、それから被災した子供への支援ということでございますが、

基本的には支援継続しつつ、これは中長期的にかかるという予測もございますので、5年以内に終了しないものについては事業の進捗に応じた支援の在り方を検討して、適切に対応するとされているところでございます。

住まいとまちの復興という部分につきましても、それぞれ支援を継続するということになっておりますけれども、家賃低廉化等の事業につきましては、支援を継続する際に支援水準の見直しを行うというような記載がされているところでございます。

それから、産業、なりわいの部分につきましては、それぞれも事業継続という方向は示されているのですけれども、これについても適用する地域を重点化するという記載が目立つところでございます。

それから、人材確保などの地方単独事業につきましては、これも支援継続という方向性が示されておりまして、併せて被災事業者への減免などによって生じる地方税の減収額への補填措置も継続ということは示されているところですが、これも対象地域を見直すという方向性が示されているところでございます。

3ページの復興を支える仕組みの部分でございまして、復旧・復興事業の財源として、当面5年間の事業規模を1兆円台半ばと見込んでいるところでございまして、復興特別会計、それから復興特別交付税についても継続するとされたところでございます。

また、法制度面でも、特区法などについても対象地域を重点化した上で継続する。一方で、主にハード事業を対象といたしました復興交付金につきましては、必要な措置を講じた上で廃止するという方向が示されているところでございます。

それから、3の組織につきましては、復興庁の設置期間を10年延長すると、復興大臣を置くということで、現在の機能を維持するとされているところでございます。ただし、岩手復興局などの地方局につきましては、現場主義の徹底ということで、本局を沿岸部に置いて、盛岡には支局を置くということでの方向が示されているところでございます。これらの体制につきましては、5年目に当たる令和7年度に組織の在り方を見直すということとされているところでございます。

県では、これまで復興・創生期間後も、被災地におきましては中長期的に取り組むべき課題もあるということで、当該期間後の復興を支える仕組みの検討に当たって、しっかりと地域の意見、実態等も踏まえて、必要な制度を継続するようということで、国に対して要望してきたところでございまして、御説明申し上げましたとおり、復興庁設置の延長、特別会計の継続、その他未了となっている災害復旧事業、ハードはそうですし、それからこころのケアなどの被災者支援をはじめとする取組の継続ということで、本県が働きかけてきたものがおおむね盛り込まれたと考えているところでございます。

今後個別の事業について、それぞれ国で具体的に取組を構築していると思いますので、他県とも連携しながら、必要な事業、制度がしっかりと確保されるように国に働きかけていきたいと思っております。

説明は以上です。

**○齋藤徳美委員長** それでは、司会、進行は事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

## 4 その他

○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長 委員長、ありがとうございました。

その他事項につきまして、文化スポーツ部より復興五輪について御説明をお願いします。

○岩淵文化スポーツ部副部長兼文化スポーツ企画室長 文化スポーツ部でございます。復興五輪を理念として開催されます東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について情報提供をさせていただきたいと思っております。

A 3 判の資料を御覧ください。資料左側の 2 段目の囲みでございます。来月になりましたが、ギリシャからの聖火が来月 3 月 20 日に宮城県の松島基地に到着いたします。その後、聖火リレーに先立ちまして、宮城、岩手、福島の間でそれぞれ 2 日間、復興の火として展示されることとなっております。本県におきましては、3 月 22 日、23 日に三陸鉄道、宮古―釜石間、それから S L 銀河、釜石―花巻間を活用した各駅等、また 23 日は大船渡市内でのイベントを予定しております。

その後、聖火リレーが 3 月 26 日に福島県のナショナルトレーニングセンター J ヴィレッジからスタートし、岩手県では 6 月 17 日から 19 日までの 3 日間で開催されます。ほかの県は通常 2 日間で実施されますが、被災 3 県は 3 日間で実施されます。

また、8 月のお盆の期間ですが、パラリンピックの聖火フェスティバルとして、県内の 33 全市町村において、夏祭りのイベントなどと連動して火を起こします。それを盛岡市のイオンモール盛岡に集めて、1 つの火に集火して東京に送り出し、東京都をリレーして、最後はスタジアムで点火する流れになっております。

それから、県内におけるホストタウン、事前キャンプにつきましても、登録の実施が着実に進んでおりまして、特にホストタウンでは、本県は 19 市町村が登録になっており、全国の中でもかなり多い数の市町村が登録になっております。その上で、資料に記載のとおり、復興五輪を具現化するための取組について、来年度はより充実したものとしていくこととしております。

資料下段になりますが、既に報道等なされておりますけれども、メダリストへのビクトリーブーケ、これへの県産リンドウの採用、選手村ビレッジへの木材提供、それからオリ・パラの刻印がされた南部鉄器の急須の販売などをはじめ、組織委員会、東京都、あるいは復興庁からも配慮いただきながら、様々な取組が進められておりますし、今後も予定されております。

ラグビーワールドカップ 2019 TM 岩手・釜石開催のレガシーを生かし、今後これまでの復興支援の感謝と復興を世界中に発信していきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましても、様々な場面での御支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長 ありがとうございました。

## 5 閉 会

○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長 最後に、復興局長の大槻から、本日の委員会全体につきまして一言申し上げます。

○大槻復興局長 本当に熱心な御議論ありがとうございました。特に今日は提言集のお話が大きかったと思いますけれども、できるだけ今日の論議を踏まえて直させていただきたいと思います。

それでも、提言集、これが世に出ますと、いろんな方から御批判はあると考えております。それはしょうがないのかなと思っておりまして、これを毎年毎年作るのは難しいかもしれませんが、第2版、第3版ということで、もう少し進化をさせていく必要があるのではないのかなと考えております。

それぞれ市町村の部分については、市町村が書きたいようにしていた部分もあるので、そこも含めてもう少し、被災者の目から見てどうなのか、そういったところも踏まえた格好で、微修正をさせていただきたいと思います。

来年度はオリンピックの年でもございますが、私どもにとっても対外的な発信ということにも今年以上に力を入れなければならない年なのかなと思っておりますし、災害への備えということで私ども自身が兜の緒を締めなければならないと思いますので、来年以降も様々な課題、委員の皆様方に御相談をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

今日は、本当にどうもありがとうございました。

○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長 本日の委員会の概要につきましては、2月18日火曜日に開催する復興委員会において御報告させていただく予定でございます。

なお、次の委員会につきましては、別途日程等を調整して御連絡させていただきます。

それでは、本日の委員会はこれもちまして閉会といたします。